

出水市雇用対策協定書

出水市（以下「市」という。）と厚生労働省鹿児島労働局（以下「労働局」という。）は、次のとおり、雇用対策協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市及び労働局が相互に連携し、地域の人口減少並びに多様に変化する雇用情勢に迅速に対応するため、人材確保支援、若者の地元就職促進、女性や障害者の就業支援等の雇用に関する施策を総合的、効果的かつ一体的に取り組むことを目的とする。

（事業内容等）

第2条 市及び労働局は、前条に定める目的を達成するため、具体的な取組み及び実施内容等を事業計画として毎年定め、相互連携により事業を推進するものとする。

（運営協議会の設置）

第3条 市及び労働局は、前条に定める事業を推進するために運営協議会を設置する。
2 運営協議会は、必要の都度開催することとし、本協定の目的達成に必要な協議等を行うものとする。

（要請等）

第4条 市及び労働局は、それぞれが取り組む施策に資するために必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 市及び労働局は、前項の要請に対して誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく取組みにおいて、市及び労働局が相互に保有する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に両者の承諾が得られた場合はこの限りではない。

（その他）

第6条 本協定に定めがない事項が生じた場合又は本協定の内容について改定する必要がある場合は、市及び労働局で協議し、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月1日

出 水 市 長

厚生労働省
鹿児島労働局長